

## 会社法

# 株主名簿閲覧、競争関係でも拒絶せず

会社法制部会、競合関係にあるだけでは合理的な理由とならず

要約

- 会社法制部会は、株主名簿および新株予約権原簿の閲覧等請求の拒絶事由を一部削除する方針。
- 実質的に競争関係にあるとの理由のみで株主名簿等の閲覧等請求の拒絶を認める合理的な理由はない。
- その他の株主名簿等の閲覧等請求の拒絶事由については文言も含め、見直さない方向。

現行、株主名簿および新株予約権原簿の閲覧等の請求の拒絶事由の1つとして、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」が規定されている（会社法125条3項3号、252条3項3号）。会社法で定められた理由としては、株主名簿等から株式会社の資本政策等に係る情報が把握され得るためであることが挙げられる。

しかし、この拒絶事由については、請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるとの理由のみで閲覧等請求の拒絶を認める合理的な理由はないとの指摘がなされている。

たとえば、不動産業の原弘産が日本ハウズイングに対する買収提案に関連し、委任状勧誘を株主に行う準備として、同社に株主名簿の閲覧および謄写の請求を行った際、東京地裁は競業株主であることを理由に原弘産の申立てを却下。しかし、東京高

裁は、競争関係にあるとの理由のみで閲覧等請求の拒絶を認める合理的な理由はないなどとして、原弘産の閲覧謄写請求を認める決定を行っている（東京高裁平成20年6月12日決定）。

このため、法制審議会会社法制部会では、前述の規定の削除を提案。中間試案に寄せられた意見も賛成するものが多く、実現する運びとなっている。

また、中間試案では、株主名簿および新株予約権原簿の閲覧等の請求の拒絶事由である「請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」（会社法125条3項1号、252条3項1号）および「請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき」（会社法125条3項2号、252条3項2号）について、不当に広く解釈されるおそれがあるとの指摘から文言を見直すべきかどうか検討することが提案されていた。

この点については、①株主名簿の閲覧等の請求が権利の濫用であってはならないことを規定したものであり、見直しの必要は認められない、②文言を見直すことにより、閲覧等の請求を拒絶し得るかどうかの判断に係る株式会社の負担が増大することになるなどの理由から反対意見が多く、見直さない方向となっている。